

CDM 理事会第 28 回会合

2006 年 12 月 12 日－12 月 15 日 ドイツ・ボン

結果概要 (“Meeting Report” 要約)

(会議主催者による公式議事録ではありません。[原文](#)と併せてご覧ください)

2006 年 12 月 26 日

CDM理事会結果概要

- ① 方法論の検討については、2 件の新方法論が承認された。そのうち 1 件はモンゴルの ESCO 事業による省エネプロジェクトをもとにした産業・地域暖房部門でのボイラー修繕、取替による省エネ方法論 (スコープ 1)。
- ② CDM の「プログラム活動(programme of activities)」の登録にかかる指針が合意された。
- ③ 吸収源 CDM 関連では、新たに方法論が 1 件承認された。そのほか、COPMOP2 の決定のとおり、土地の適格性立証手続きの新しいアプローチに関するインプットを募集することとした。
- ④ 小規模 CDM 関連事項では、新カテゴリーの方法論「木炭製造におけるメタン排出回避」が承認され、その他数多くの既存方法論が改訂された。また、非再生可能バイオマスから再生可能バイオマスへの転換プロジェクト方法論について、COPMOP2 決定書のとおりパブリックインプットを募集することとした。
- ⑤ CDM プロジェクト登録、CER 発行については、レビュー申請が提起されたプロジェクトを個別に検討した。レビュー済みのものはその結果をもとに対処を決定した。なお、2006 年 12 月 26 日現在、登録プロジェクト数は 459 件、発行済み CERs は 24,629,841 。

1. 運営機関の信任

信任パネルの第 15 次進捗報告を信任パネル議長から受けた。

1-1. 一般指針

- スポットチェック以外に DOE の質を維持するための手段を検討するよう、CDM 理事会が信任パネルに要請していた。信任パネルが提案する DOE への定期的な監視について合意するとともに、信任パネルに内容を詳細に詰めることを要請。

## 1-2. 個別ケース

- 再信任の申請が4つのDOEからあり、信任パネルによるこれらの信任検討の進捗に留意。
- CDM理事会第26回会合で決定した2件のスポットチェック作業の進捗に留意。
- スポットチェックが行われたある1件のDOEより、信任パネルの提案に対しての反論があった。CDM理事会はこの反論を検討するためのパネルを設置し、同パネルに次回理事会での検討のために提案を作成するよう要請した。

## 2. ベースライン及びモニタリングの方法論

### 2-1. 新方法論の審査

Meth パネルの提案をもとに、以下の方法論案を検討した。

#### (1) 承認 (A 判定)

**NM0144-rev**: モンゴル・ESCO事業による省エネ → **AM0044** 「省エネプロジェクト：産業・地域暖房部門でのボイラー修繕、取替」スコープ1として承認された ([Annex1](#))。

**NM0152-rev**: ブラジル・主要系統から隔離されていた高炭素の電気系統を主要系統に接続するプロジェクト → **AM0045** 「隔離された電力システムの系統接続」スコープ1として承認された ([Annex2](#))。

#### (2) 差し戻しする方法論案 (B 判定)

以下の方法論案につき、必要な修正点を指摘しプロジェクト参加者に差し戻し。

**NM0161**: 南アフリカコジェネ

**NM0170**: インド肥料工場における排気からの二酸化炭素回収・工業利用

**NM0172**: 天然ガスパイプライン漏洩防止

**NM0174**: 中国廃棄物発電

**NM0176**: N2O 排出削減

**NM0181**: 中国地域熱供給

**NM0185**: タイバイオエタノール製造

**NM0189**: 中国汚泥処理

#### (3) 次回引き続き検討する方法論案

**NM0186**: アゼルバイジャン既存水力発電所における意思決定サポートシステムの効率化による発電量増加プロジェクト

→Meth パネルは承認の提案をしていたが、CDM理事会はベースラインの仮定や追加性に問題があるとして、引き続き検討することとした。事務局にこれらの問題を検討するための専門家グループのマンデートを作成し、専門家インプットが次回のCDM理事会での検討

に用いることができるよう要請。

#### 2-2. 承認済み方法論の改訂

Methパネルの提案をもとに、[AM0001\(Annex3\)](#)、[AM0002\(Annex4\)](#)、[AM0003\(Annex5\)](#)、[AM0011\(Annex6\)](#)、[AM0013\(Annex7\)](#)、[AM0022\(Annex8\)](#)、[ACM001\(Annex9\)](#)、[ACM008\(Annex10\)](#)、[AM0028\(Annex11\)](#)、[ACM0010\(Annex12\)](#)の改訂を承認。2006年12月22日から適用される。なお、このほかMethパネルが提案していた[AM0037](#)の改訂については、今回CDM理事会は認めなかった。

#### 2-3. フレアリングガスのプロジェクト排出量を決定する「方法論ツール」の承認

メタンを含むフレアリングガスのプロジェクト排出量を決定するための方法論ツールを承認した ([Annex13](#))。以下の条件で適用できる。

- (a) メタン、一酸化炭素、水素以外の可燃性ガスを含まない残留ガス
- (b) 有機物の分解（埋立地、バイオ消化装置(bio-digesters)、嫌気性ラグーン(anaerobic lagoons)など）や炭鉱（炭鉱メタン、炭層メタン）からの残留ガス
- (c) 密閉型フレアリングの効率性の決定にはデフォルト値 90%または、継続的なモニタリングによる値を用いる：

燃焼効率が継続的にモニターされていない場合は、プロジェクト参加者はデフォルト値の 90%を用いてもよいが、その場合、フレアリング操作における製造者の仕様書（温度、吸気口における残留ガスの流量など）の遵守の継続的なモニタリングが必要。ある時点において非遵守が観測された場合はその時点においては 50%のデフォルト値を使用すること。

#### 2-4. ベースライン選定と追加性立証ツール

前回合意した“combined tool”（追加性立証ツールとベースライン選定ツールを一体化させたもの）を改訂し、新設備への適用へも広げた ([Annex14](#))。

上記 combined tool と整合するように改訂された追加性立証・評価ツールの検討が予定されていたが、次回会合へ先送りとなった。

#### 2-5. プログラム CDM

前回に引き続き「プログラム活動 a programme of activities」を一つの活動として登録するための手続きを検討し、「プログラム活動の単一プロジェクトとしての登録に関する指針」で合意した ([Annex15](#))。

COPMOP2 の決定書では、ローカル・地域・国レベルの政策や基準は CDM として認められないが、あるプログラムのもとでのプロジェクト活動はまとめて単一の CDM プロジェクトとして登録できるとしている。

今回合意した指針では、基礎となる原則を提供するもので、今後知見が増えるに従い改訂されうる。また、プロジェクトサイクルのモダリティについては次回引き続き検討する。

【指針の概要 ([Annex 15](#)より抜粋)】

○プログラム活動 (a programme of activities : PoA) とは、政策措置などを実施する民間または公的部門の主体による自主的な取り組み。

○PoA の物理的な境界は複数の国をまたいでもよいが、その場合、PoA 及び当該 PoA を構成する全ての CDM プロジェクトがホスト国の持続可能な発展に寄与する旨、ホスト国が承認することが必要。

○既存の規制的な政策や基準については、それらが現状では執行されておらず PoA により執行が強化されるとみなされれば CDM として認められうる。

○1つの PoA につき1つの方法論を適用すること、つまり、当該 PoA を構成する全ての CDM プロジェクトに単一タイプの技術や手段が適用されるということが必要。

○登録済み PoA に CDM プロジェクトを追加する段階において、クレジット期間の開始日及び終了日など、PoA を構成する各 CDM プロジェクトに関する明確な情報を示すことが必要。

○PoA のクレジット期間は 30 年を超えないものとし、PoA の登録申請時に期間を明確にすることが必要。PoA 期間中であればいつでも CDM プロジェクトを当該 PoA に追加することができ、その際は CDM 理事会に追加プロジェクトの情報を提出しなければならない。PoA を構成する各 CDM プロジェクトのクレジット期間は、①最大 2 回更新可能な最長 7 年間、もしくは②更新不可の最長 10 年間となる。ただし、PoA の期間終了とともに各 CDM プロジェクトのクレジット期間も終了する。

## 2-6. その他

「承認方法論の改訂手続き」を検討し、その改訂案で合意した ([Annex16](#))。同改訂版手続きでは、承認方法論は、原則として一度改訂されるとその後の改訂まで最低半年はあけること、及び、Meth パネルの会合で検討する改訂申請は会合の少なくとも 6 週間前までに提出されたものとする事が明記されている。

## 2-7. 次回の Meth パネル会合

次回の第 25 回 Meth パネル会合は 2007 年 1 月 15 日-19 日に開催される。

### 3. 吸収源 CDM 関連事項

#### 3-1. 新方法論の承認

##### (1) 承認 (A 判定)

吸収源ワーキンググループ (A/R WG) の提案どおり、下記の方法論が承認された。

**ARNM0015-rev** ブラジル 産業用木材供給のための再植林

→**AR-AM0005** 「産業用及び/または商業用に実施する新規植林・再植林プロジェクト」  
([Annex17](#)) となった。

##### (2) 差し戻し提案 (B 判定)

以下の方法論案は修正が必要とされ、プロジェクト参加者に戻された。新しい専門家、パブリックインプットは必要ない。

**ARNM0026** コスタリカ 小規模農場での炭素隔離

**ARNM0028** マダガスカル 木片製造のための荒廃地における再植林

##### (3) 不承認提案 (C 判定)

以下の方法論案は新たな専門家、パブリックインプットの必要あり。

**ARNM0013-rev** 再植林

**ARNM0030** 牧草地における商用再植林

#### 3-2. 方法論改訂・土地の適格性立証手続き

**AR-AMS0001** の改訂案が承認された ([Annex18](#))。改訂版ではベースラインのバイオマスの算定方法の変更、土地の放牧容量に関するリーケージ算定方法の改善、土地の適格性の立証手続きに関する変更\*が含まれる。12月23日より発効。

\*土地の適格性の立証手続きに関する変更点とは、同事項に関するCDM理事会の過去の決定 ([第22回会合Annex16](#)及び[第26回会合Annex18](#)) を保留するというCOPMOP2の決定を反映したものである。今回の改訂版のAppendix Aでは ([Annex18](#)、20ページ) 「新しい土地の適格性立証手続きがCDM理事会から提案されるまで、決定書 16/CMP1 (LULUCF) に基づいて適格性立証手続きが進められることとする」と明記してある。

土地の適格性立証手続きについては、COPMOP2 決定書のとおり、新しい手続きに関するインプットを募集することとした。募集期間は2007年1月1日から2月21日とし、A/R WG の第13回会合 (2007年4月開催と思われる) で検討する。

#### 3-3. 小規模吸収源プロジェクトの定義見直し

COPMOP2 の決定で、小規模吸収源プロジェクトの定義を変更することによるインプリ

ケーションについて、各国政府、政府間機関、NGO が意見を提出するよう要請されていることに留意した（2007年2月23日締め切り）。これらの意見は2007年5月のSBSTA26で検討される。

#### 3-4. 次回の A/R WG 会合

次回の第12回 Meth パネル会合は2007年1月29日-31日に開催される。

### 4. 小規模 CDM 関連

#### 4-1. 新カテゴリー「III.K木炭製造におけるメタン排出回避」承認 ([Annex20](#))

大規模 CDM の承認方法論 [AM0041](#)「木炭製造の木材炭化におけるメタン排出回避」のアプローチを用いた当該小規模方法論を承認。

同カテゴリーは以下のようなプロジェクトに適用される：

○ピット木炭製造からのメタン排出を、メタン回収、及び、フレアリングもしくは燃焼の新設備のもとで木炭製造することによって削減するプロジェクトであること、

○プロジェクトの結果、メタン以外の GHG 排出量に変化が生じないこと、または捕捉されていること、

○プロジェクトの実施によって木炭製造のためのバイオマス原料が変更されないこと（例えば、ベースラインでココナツ殻から木炭が製造されているならプロジェクトでもココナツ殻を原料とする木炭製造とされなければならない）

#### 4-2. 方法論の改訂

以下の小規模方法論を改訂した。

○AMS III.G ([Annex21](#))、AMS I. D ([Annex22](#))、AMS I.C ([Annex23](#))、AMS I.A ([Annex24](#))、AMS II.D ([Annex25](#))、AMS III.H ([Annex26](#))、AMS III.I ([Annex27](#))、AMS III.F ([Annex28](#))、AMS II.C([Annex29](#))、AMS II.E ([Annex30](#))、AMSII.F ([Annex31](#))

改訂版は12月23日に発効。

○なお、上記に加え小規模 CDM ワーキンググループ (SSC WG) より改訂案のあった **AMS III. E** は検討を引き続き行うこととなった。

#### 4-3. 複数のタイプを有するプロジェクトに関する指針

○複数の要素を有するプロジェクト（例：「メタンの回収」と回収メタンを利用した「発電」の2要素を有するメタン回収・発電プロジェクト）の定義を（PDDガイドライン内の）CDM glossary of termsに追加（CDM Glossary改訂版は[Annex32](#)）。

○複数の要素から成るプロジェクトにおいて、そのうち同じタイプに属する要素の合計は各タイプにおける小規模 CDM の定義\*を超えないこととする。

○複数の要素から成るプロジェクトでも PDD は1つでよい。ただし、当該 PDD において、それぞれの要素についてタイプやカテゴリー、技術に関するセクションや適用する方法論に関するセクションは分けて記述することとする。

\*COP/MOP2 で決定した小規模 CDM の新定義：

-タイプ I プロジェクト：最大出力 15MW までもしくは同等の再生可能エネルギープロジェクト（変わらず）

-タイプ II プロジェクト：年間 60GWh 相当分までの供給側もしくは需要側の省エネプロジェクト（従来は上限が 15GWh）

-タイプ III プロジェクト：年間 60,000 トン CO<sub>2</sub>-eq 以下の排出削減をもたらす上記 I・II 以外のプロジェクト（従来はプロジェクト排出量が 15,000 トン未満、かつ年間排出削減量が 25,000 トン以下）

#### 4-3. 各種フォーマット、ガイドラインの改訂

小規模 CDM の PDD やそのガイドラインなどが改訂された。12 月 23 日発効。

Annex33、34参照。

#### 4-4. 非再生可能バイオマスから再生可能バイオマスへの転換プロジェクト方法論

COPMOP2 決定書では各国政府、政府間機関、NGO にこのようなプロジェクトの方法論に関する提案を提出するよう招請している。CDM 理事会はこれを受けて、パブリックインプットを 2007 年 1 月 15 日から 4 月 16 日の期間で募集することとした。また、CDM 理事会第 32 回会合（2007 年 6 月開催予定）での検討のため、SSC WG にこれらのパブリックインプットをもとに提案を作成するよう要請した。

#### 4-5. 次回の A/R WG 会合

次回の第 9 回 A/R WG 会合は 2007 年 3 月 18 日-20 日に開催される。

### 5. CDM プロジェクトの登録

登録のためにこれまで提出されたプロジェクトに関する情報は[こちら](#)。

2006 年 12 月 26 日現在、登録プロジェクト数は 459 件。

#### 5-1. 登録申請にレビューリクエストが提出されたプロジェクト

CDM 理事会では、今会合前にレビューリクエストが申請された 20 件のプロジェクト (<http://cdm.unfccc.int/Projects/review.html> の「EB28」の 20 件) を検討し、レビューを実施するかそれともレビューなしで登録を承認するか決めた。

① レビューなしで登録が承認されたプロジェクト 7件：

エジプト埋立地メタン(508)、インド排熱発電(515)、中国風力2件(561、576)、インド小規模風力2件(570、571)、インドバガスコジェネ(581)

② 修正を条件にレビューなしで登録が承認されたプロジェクト 9件：

ブラジル埋立地メタン(226)、ブラジル小規模水力(489)、メキシコ糞尿メタン(538、542)、南アフリカ埋立地メタン(545)、インドコークス炉ガス発電(556)、インド尿素プラントの省エネ(587)、インドバイオマス発電(591)、フィリピン糞尿メタン(605)

③ レビュー実施が決定されたプロジェクト 4件

チリ糞尿メタン(457)、メキシコ糞尿メタン3件(463)、メキシコ風力(517)、インドバガスコジェネ2件(552)。レビューの範囲はAnnex36、37、38、39参照。

#### 5-2. レビューチームのレビュー結果

前回会合でレビューが決定し、その後レビューが完了した4件のプロジェクトにつき、結果を検討し、2件の登録を承認、他の2件を不承認とした。

[http://cdm.unfccc.int/Projects/under\\_review.html](http://cdm.unfccc.int/Projects/under_review.html)

① レビューの結果登録が承認されたプロジェクト 2件：

インド HFC 破壊 (499)、ブラジル小規模水力 (530)

② 登録不承認のプロジェクト 2件：

インドのセメント製造 (454)、インド小規模水力発電 (522)

#### 5-3. その他不承認プロジェクト

登録申請のあったインドのバガスコジェネプロジェクト (348) (CDM 理事会第 25 回会合において、修正を条件に登録が認められていた) については、登録を認めないことを決定。同プロジェクトは他のプロジェクト (341) をデバンドルした要素であり小規模方法論の modalities and procedures の要件に適合しないため。

#### 5-4. クレジット期間の更新

クレジット期間の更新にかかる手続きが合意された ([Annex40](#))。

#### 5-5. 遡及クレジットを伴うプロジェクトの登録申請期限延長

COPMOP2 の決定により、遡及クレジットを求めるプロジェクトの登録申請の期限が 2006 年 12 月 31 日から 2007 年 3 月 31 日に延長された。

具体的には、2000 年 1 月 1 日から 2004 年 11 月 18 日 (最初の CDM プロジェクトが登録された日) の間に開始したプロジェクトで、2006 年 1 月 11 日までに新方法論を提出した

もの、もしくは 2005 年 12 月 31 日までに DOE に有効化審査を申請したものについては、以下の条件で遡及クレジット（登録日を遡ってのクレジット）を要求できる：

- (a) プロジェクトの登録申請が DOE により 2007 年 3 月 31 日（GMT 午前 0 時）までに提出されること
- (b) 必要な登録料が 2007 年 4 月 30 日までに事務局に支払われていること
- (c) 申請が 2007 年 5 月 15 日までに完了し UNFCCC ホームページに掲載されていること

## 6. CER の発行・CDM 登録簿

CER の発行状況は [こちら](#)。

2006 年 12 月 26 日現在、24,629,841 CERs が発行された。

### 6-1. CER 発行レビュー申請があったプロジェクト

1 件に提起されたレビュー申請を検討し、レビューを実施せず、申請された CER を発行することと決めた。

○ インドセメント製造工程における燃料転換プロジェクト (339) 22,290CERs

### 6-2. 修正が完了し CER 発行再申請されたプロジェクト

レビューの結果、修正という条件付で CER 発行が認められたプロジェクトのうち、再申請があった 3 件を検討した。

○ スリランカ小規模水力(085)の 107,008CERs 申請

→改訂された認証・検証レポートの検討の結果、105,902CERs の発行を承認。

○ インドセメント製造におけるクリンカ効率化プロジェクト(183)の 225,534CERs 申請

→改訂された認証・検証レポートの検討の結果、225,534CERs の発行を承認。

○ ブラジル埋立地メタン回収・発電 (164) の 808,887CERs 申請。

→必要な新しい情報が DOE から提出されていないとし、DOE に最終版の CER 発行申請を再提出するよう要請。

### 6-3. CER 発行再申請について指針

CDM modalities and procedures (3/CMP1) では「一度承認されなかったプロジェクト案でも、有効化審査や、その後の適切な改訂を経ての登録において再検討できる」とある。一方、CER 発行に関しては、承認されなかった申請に関して、上記に相当する条項が存在しない。CDM 理事会は承認されなかった発行申請の再提出について検討し、不承認の理由となった事項がその後改訂された検証レポートで解決されうるならば、DOE は CER の発行申請を再提出できるとの見解を示した。このようなケースについて CDM 理事会はケース

バイケースで検討することとし、また、2度目の申請が却下されれば3度目の申請はできないこととした。

#### 7. その他

2006年11月のCOP、COP/MOPとともに開催されたSBSTAにおけるCDM関連議題の議論の報告を受けた(HFC23関連、ITL関連)。そのほか、COPMOP2決定を受けての資金面等CDMの運営計画や、関係主体(DNA、DOE、政府間機関、NGOなど)との意見交換の計画・結果について話し合われた。

次回のCDM理事会会合(第29回)は2007年2月14日-16日に開催予定

以上  
(文責 信岡洋子)